

三 前二号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る）であつて、当該変更後の対象事業について法第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長が含まれていないもの（環境の保全の配慮についての審査等に係る法律の規定）

第十九条 法第三十三条第二項各号の法律の規定であつて政令で定めるものは、別表第四に掲げる（報告書についての環境大臣の意見の提出期間）

第二十条 法第三十八条の四の政令で定める期間は、四十五日とする。
(報告書についての免許等を行う者等の意見の提出期間)

第二十一条 法第三十八条の五の政令で定める期間は、九十日とする。
(都市計画に定められる対象事業等に関する手続の特例)

第二十二条 法第三十八条の六第一項又は第二項の規定により都市計画決定権者が計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う場合における第九条の規定の適用については、同条中「法第三条の六」とあるのは、「法第三十八条の六」第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の六」とする。

第二十三条 法第三十八条の六第一項又は第四十条第一項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における第十条から第二十一条までの規定の適用については、第十条第一項中「法第十条第一項」とあるのは、「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十条第一項」と、同条第二項中「事業者」とあるのは、「都市計画決定権者」と、第十一条の見出し及び同条中「法第十条第四項」とあるのは、「法第四十条第二項の規定により読み替えられて適用される法第十条第四項」と、第十二条第一項中「法第二十条第一項」とあるのは、「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十条第一項」と、第十三条第一項中「対象事業」とあるのは、「都市計画対象事業」と、「法第六条第一項」とあるのは、「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項」と、同条第二項第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは、「都市計画対象事業」と、同号中「法第六条第一項」とあるのは、「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項」と、第十六条中「法第二十四条」とあるのは、「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十四条」と、第十七条中「法第二十八条ただし書」とあり、及び「同条ただし書」とあるのは、「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十八条ただし書」と、第十八条の見出し及び同条第一項中「法第三十一条第二項」とあるのは、「法第四十条第二項」と、「法第六条第一項」とあるのは、「法第四十条第二項」とあるのは、「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第四十条第二項」と、同条中「対象事業」と、「法第六条第一項」とあるのは、「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項」と、第二十一条中「法第六条第一項」と、同条第二項中「法第三十一条第二項」とあるのは、「法第四十条第二項及び第四十三条第二項の規定により読み替えて適用される法第三十一条第二項」と、同項第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは、「都市計画対象事業」と、同号中「法第六条第一項」とあるのは、「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第六条第一項」と、第二十一条中「法第三十八条の五」とあるのは、「法第四十条の二の規定により読み替えて適用される法第三十八条の五」と、別表第一及び別表第三中「対象事業」とあるのは、「都市計画対象事業」と、「該当する対象事業」とあるのは、「該当する都市計画対象事業」と、「対象事業実施区域」とあるのは、「都市計画対象事業が実施されるべき区域」とする。
(都市計画決定権者からの要請により環境影響評価を行うべき事業者)

第二十四条 法第四十六条第二項の政令で定める事業者は、次に掲げる者とする。
一 対象事業の実施を担当する国の行政機関（地方支分部局を含む）の長
二 法第二条第一項第二号ハに規定する法人
(対象港湾計画の要件)

第二十五条 法第四十八条第一項の規定により港湾環境影響評価その他の手続を行わなければならぬ港湾計画の決定又は決定後の港湾計画の変更は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 埋立てに係る区域及び土地を掘り込んで水面とする区域（次号において「埋立て等区域」という。）の面積の合計が三百ヘクタール以上であるもの

二 決定後の港湾計画の変更であつて、当該変更後の港湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立て等区域（当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積の合計が三百ヘクタール以上であるもの

（対象港湾計画に関する手続）

第二十六条 第十二条第一項の規定は、法第四十八条第二項において準用する法第二十条第一項の政令で定める期間について準用する。
1 第十条第二項の規定は、前項において準用する第十二条第一項ただし書の規定により期間を定めた場合について準用する。この場合において、第十条第二項中「事業者」とあるのは、「港湾管理者」と読み替えるものとする。

2 法第四十八条第二項において準用する法第二十二条第一項第一号の政令で定める軽微な修正は、前条第一号又は第二号に規定する区域の位置の修正であつて、当該修正前の対象港湾計画に係る部分の面積の合計が当該修正前の当該区域の面積の合計の三十パーセント未満であるもの（当該修正後の対象港湾計画について法第四十八条第二項において準用する法第十五条の規定による修正を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長が含まれるもの及び港湾環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く。）とする。

3 法第四十八条第二項において準用する法第二十二条第一項第一号の政令で定める軽微な修正は、前条第一号又は第二号に規定する区域の位置の修正であつて、当該修正前の当該区域を管轄する市町村長に当該修正前の対象港湾計画に係る部分の面積の合計が当該修正前の当該区域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの（当該修正後の対象港湾計画について法第四十八条第二項において準用する法第十五条の規定による修正を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該修正前の対象港湾計画に係る部分の面積の合計が当該修正前の当該区域の面積の合計の三十パーセント未満であるもの（当該修正後の対象港湾計画について法第四十八条第二項において準用する法第十五条の規定による修正を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該修正前の対象港湾計画に係る部分の面積の合計が当該修正前の当該区域の面積の合計の三十パーセント未満であるもの）とする。

4 法第四十八条第二項において準用する法第二十二条第一項第一号の政令で定める修正は、次に掲げるものとする。

一 前項に規定する修正

二 前条第一号又は第二号に規定する区域の位置の修正以外の修正

三 前二号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正であつて、当該修正後の対象港湾計画について法第四十八条第二項において準用する法第十五条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該修正前の対象港湾計画に係る部分の面積の合計が当該修正前の当該区域の面積の合計の三十パーセント未満であるもの（当該修正後の対象港湾計画について法第四十八条第二項において準用する法第十五条の規定による修正を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該修正前の対象港湾計画に係る部分の面積の合計が当該修正前の当該区域の面積の合計の三十パーセント未満であるもの）とする。

5 前二項の規定は、法第四十八条第二項において準用する法第二十八条ただし書の政令で定める軽微な修正及び法第四十八条第二項において準用する法第二十八条ただし書の政令で定める修正について準用する。

6 法第四十八条第二項において準用する法第三十二条第一項第二項の政令で定める軽微な変更は、前条第一号又は第二号に規定する区域の位置の変更であつて、当該変更によつて新たに当該区域となる部分の面積の合計が当該変更前の当該区域の面積の合計の三十パーセント未満であるもの（当該変更後の対象港湾計画について法第四十八条第二項において準用する法第十五条の規定を適用した場合における同条の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象港湾計画に係る部分の面積の合計が当該変更前の当該区域の面積の合計の三十パーセント未満であるもの）とする。

7 法第四十八条第二項において準用する法第三十二条第一項第二項の政令で定める変更是、次に掲げるものとする。

一 前項に規定する変更

二 前条第一号又は第二号に規定する区域の位置の変更以外の変更

（法第五十四条第一項の政令で定める軽微な変更等）

第二十七条 第十八条の規定は、法第五十四条第一項の政令で定める軽微な変更及び同項の政令で定める変更について準用する。この場合において、第十八条第一項並びに第二項第二号及び第三号中「対象事業」とあるのは「事業」と、別表第三中「対象事業」とあるのは「事業」と、「該当する対象事業」とあるのは「該当する事業」と、「対象事業実施区域」とあるのは「事業が実施されるべき区域」と読み替えるものとする。

種類 業る掲イ一 の事げに号

| 第二項 第二条 第二法 業種の事例に掲げる | ト 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第百九十三条に規定する林道の開設又は拡張の事業であつて、森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）別表第三林道の開設に要する費用の項第六号並びに同表林道の拡張に要する費用の項第一号（二）及び同項第二号（三）に規定する林道に係るもの（幅員が六・五メートル以上あり、かつ、長さが二十キロメートル以上である林道を設けるものに限る。） | ト 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第百九十三条に規定する林道の開設又は拡張の事業であつて、森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）別表第三林道の開設に要する費用の項第六号並びに同表林道の拡張に要する費用の項第一号（二）及び同項第二号（三）に規定する林道に係るもの（幅員が六・五メートル以上あり、かつ、長さが十五キロメートル以上二十キロメートル未満で未満である林道を設けるものに限る。） |
|--|--|---|
| 河川管理施設等構造令（昭和五十一 年政令第二百九十九号）第二条第二号のサ イチャージ水位（サーサチャージ水位がな いダム）あつては、同条第一号の常時満 水位）における貯水池の区域（以下「貯 水区域」という。）の面積（以下「貯水 面積」という。）が百ヘクタール以上で あるダムの新築（五の項において「大規 模ダム新築」という。）の事業（当該ダ ムが水力発電所の設備となる場合にあつ ては、当該事業を実施しようとする者 (当該事業を実施しようとする者が二以 上である場合において、これらの者のう ちから代表する者を定めたときは、その 代表する者)が当該水力発電所をその事 業の用に供する電気事業法（昭和三十九 年法律第二百七十号）第二条第一項第十五 号の発電事業者（その者が国土交通大 臣、都道府県知事、地方自治法（昭和二 十二年法律第六十七号）第二百五十二条 の十九第一項の指定都市（以下「指定都 市」という。）の長又は独立行政法人水 資源機構である場合を除く。以下単に | 河川管理施設等構造令（昭和五十一 年政令第二百九十九号）第二条第二号のサ イチャージ水位（サーサチャージ水位がな いダム）あつては、同条第一号の常時満 水位）における貯水池の区域（以下「貯 水区域」という。）の面積（以下「貯水 面積」という。）が百ヘクタール以上で あるダムの新築（五の項において「大規 模ダム新築」という。）の事業（当該ダ ムが水力発電所の設備となる場合にあつ ては、当該事業を実施しようとする者 (当該事業を実施しようとする者が二以 上である場合において、これらの者のう ちから代表する者を定めたときは、その 代表する者)が当該水力発電所をその事 業の用に供する電気事業法（昭和三十九 年法律第二百七十号）第二条第一項第十五 号の発電事業者（その者が国土交通大 臣、都道府県知事、地方自治法（昭和二 十二年法律第六十七号）第二百五十二条 の十九第一項の指定都市（以下「指定都 市」という。）の長又は独立行政法人水 資源機構である場合を除く。以下単に | 河川法第七 十九条第一 項（河川法 施行令（昭 和四十年政 令第十四号） 第四十五条 第二号に係 る場合に限 る。） |

| | |
|---|--|
| <p>（一）計画湛水面積（堰の新築又は改築に關する計画において非洪水時に堰によつてたたえることとした流水の最高の水位で堰の直上流部におけるものをいう。）における湛水面積（以下単に「湛水面積」という。）の面積（以下「湛水面積」という。）が百ヘクタール以上である堰の新築（五の項において「大規模堰新築」という。）の事業（当該堰が水力発電所の設備となる場合における湛水面積（以下単に「湛水面積」という。）の面積（以下「湛水面積」という。）を定めたときは、その代表する者）が当該事業を実施しようとする者（当該事業を実施しようとする者が二以上である場合において、当該水力発電所の出力を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者であるもの（当該水力発電所の専用設備の出力が二万二千五百キロワット以上である場合に限る。）及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。以下「第一種堰新築事業」という。）であつて、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川工事として行うもの</p> <p>ト 改築後の湛水面積が百ヘクタール以上であり、かつ、湛水面積が五十ヘクタール以上増加することとなる堰の改築（五の項において「大規模堰改築」という。）の事業（当該改築後の堰が水力発電所の設備となる場合においては、当該事業を実施しようとする者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者であるもの（当該水力発電所の出力が二万二千五百キロワット以上である場合に限る。）及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。以下「第一種堰改築事業」という。）であつて、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川工事として行うもの</p> | <p>湛水面積が七十五ヘクタール以上百ヘクタール未満である堰の新築の事業（当該堰が水力発電所の設備となる場合における湛水面積が七十五ヘクタール以上であり、かつ、湛水面積が三十七・五ヘクタール以上増加することとなる堰の改築の事業に該当しないものに限るものとし、当該改築後の堰が水力発電所の設備となる場合にあつては、当該事業を実施しようとする者（当該事業を実施しようとする者が二以上ある場合において、当該水力発電所の専用設備の設置に該当する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者であるもの（当該水力発電所の出力が二万二千五百キロワット以上である場合に限る。）及び当該水力発電所の専用</p> |
|---|--|

| | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|---|---|
| | | | | | | | |
| チ 第一種堰新築事業であつて、当該堰を用いて水道事業又は水道用水供給事業を經營し、又は經營しようとする者が行うもの | リ 第一種堰改築事業であつて、当該堰を用いて水道事業又は水道用水供給事業を經營し、又は經營しようとする者が行うもの | ヌ 第一種堰新築事業であつて、当該堰を用いて工業用水道事業を営み、又は営もうとする者が行うもの（地方公共団体が法第二条第二項第二号ロの国の補助金等の交付を受けないで行うものを除く。） | ヌ 第一種堰改築事業であつて、当該堰を用いて工業用水道事業を営み、又は営もうとする者が行うもの（地方公共団体が法第二条第二項第二号ロの国の補助金等の交付を受けないで行うものを除く。） | ヌ 第一種堰新築事業であつて、当該堰を用いて工業用水道事業を営み、又は営もうとする者が行うもの（地方公共団体が法第二条第二項第二号ロの国の補助金等の交付を受けないで行うものを除く。） | ヌ 第一種堰改築事業であつて、当該堰を用いて工業用水道事業を営み、又は営もうとする者が行うもの（地方公共団体が法第二条第二項第二号ロの国の補助金等の交付を受けないで行うものを除く。） | ヌ 第一種堰新築事業であつて、当該堰を用いて水道事業又は水道用水供給事業を經營し、又は經營しようとする者が行うもの | チ 第一種堰新築事業であつて、当該堰を用いて水道事業又は水道用水供給事業を經營し、又は經營しようとする者が行うもの |
| 良事業として行うもの | ヲ 第一種堰新築事業であつて、土地改 | ル 第一種堰改築事業であつて、当該堰を用いて工業用水道事業を営み、又は営もうとする者が行うもの（地方公共団体が法第二条第二項第二号ロの国の補助金等の交付を受けないで行うものを除く。） | 第二種堰改築事業であつて、当該堰を用いて工業用水道事業を営み、又は営もうとする者が行うもの（地方公共団体が法第二条第二項第二号ロの国の補助金等の交付を受けないで行うものを除く。） | 第二種堰新築事業であつて、当該堰を用いて水道事業又は水道用水供給事業を經營し、又は經營しようとする者が行うもの | リ 第一種堰改築事業であつて、当該堰を用いて水道事業又は水道用水供給事業を經營し、又は經營しようとする者が行うもの | チ 第一種堰新築事業であつて、当該堰を用いて水道事業又は水道用水供給事業を經營し、又は經營しようとする者が行うもの | チ 第一種堰新築事業であつて、当該堰を用いて水道事業又は水道用水供給事業を經營し、又は經營しようとする者が行うもの |
| ワ 第一種堰改築事業であつて、土地改 | 土地改良事業として行うもの | 土地改良事業として行うもの | 土地改良事業として行うもの | 地 方公共團體以外の者 | 事 業主 体が | 水 道法 第六 条第一項、 第十条第一 項、第二十 六条又は第 三十一条第一 項 | 設 備の設置に該當するものを除く。以下「第二種堰改築事業」という。）であつて、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川工事として行うもの |
| 良事業として行うもの | ヲ 第一種堰新築事業であつて、土地改 | ル 第一種堰改築事業であつて、当該堰を用いて工業用水道事業を営み、又は営もうとする者が行うもの（地方公共団体が法第二条第二項第二号ロの国の補助金等の交付を受けないで行うものを除く。） | 第二種堰改築事業であつて、当該堰を用いて工業用水道事業を営み、又は営もうとする者が行うもの（地方公共団体が法第二条第二項第二号ロの国の補助金等の交付を受けないで行うものを除く。） | 第二種堰新築事業であつて、当該堰を用いて水道事業又は水道用水供給事業を經營し、又は經營しようとする者が行うもの | リ 第一種堰改築事業であつて、当該堰を用いて水道事業又は水道用水供給事業を經營し、又は經營しようとする者が行うもの | チ 第一種堰新築事業であつて、当該堰を用いて水道事業又は水道用水供給事業を經營し、又は經營しようとする者が行うもの | チ 第一種堰新築事業であつて、当該堰を用いて水道事業又は水道用水供給事業を經營し、又は經營しようとする者が行うもの |
| ワ 第一種堰改築事業であつて、土地改 | 土地改良事業として行うもの | 土地改良事業として行うもの | 地 方公共團體以外の者 | 事 業主 体が | 水 道法 第六 条第一項、 第十条第一 項、第二十 六条又は第 三十一条第一 項 | 設 備の設置に該當するものを除く。以下「第二種堰改築事業」という。）であつて、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川工事として行うもの | |

| 法 三 二 二 二 一 項 類 の 事 げ に 号 第 二 条 第 二 項 第 一 項 | 種 業 る 掲 ハ 一 法 三 二 二 二 一 項 類 の 事 げ に 号 第 二 条 第 二 項 第 一 項 | ヨ 第一種堰改築事業であつて、独立行政法人水資源機構が行うもの | カ 第一種堰新築事業であつて、独立行政法人水資源機構が行うもの |
|--|--|---|---|
| 口 全国新幹線鉄道整備法第二条の新幹線鉄道に係る鉄道施設の改良(本線路の増設(一の停車場に係るもの)を除く。)又は地下移設、高架移設その他の移設(軽微な移設を除く。)に限る。以下「鉄道施設の改良」という。)の事業 | イ 全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)第四条第一項に規定する建設線の建設(既設の同法附則第六項第一号の新幹線鉄道規格新線(以下単に「新幹線鉄道規格新線」という。)の区間にについて行うもの)を除く。)の事業 | タ 施設が設置される土地の面積及び施設の操作により露出することとなる水底の最大の水平投影面積の合計(以下「湖沼開発面積」という。)が百ヘクタール以上百ヘクタール未満で、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川工事として行うもの | タ 施設が設置される土地の面積及び施設の操作により露出することとなる水底の最大の水平投影面積の合計(以下「湖沼開発面積」という。)が百ヘクタール以上百ヘクタール未満で、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川工事として行うもの |
| | | 湖沼開発面積が七十五ヘクタール以上百ヘクタール未満である湖沼水位調節施設の新築の事業であつて、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川工事として行うもの | 湖沼開発面積が七十五ヘクタール以上百ヘクタール未満である湖沼水位調節施設の新築の事業であつて、国土交通大臣、都道府県知事、指定都市の長又は独立行政法人水資源機構が河川工事として行うもの |
| 条第一項 同法第九条第一項又は同条 第四項において準用す る場合 | 鐵道事業法(昭和六十年法律第十二号)第十二条第一項又は同条 第四項にお | 全国新幹線鉄道整備法(昭和六十年法律第十二号)第十二条第一項 | 独立行政法人水資源機構が事業を実施する場合につき、国土交通大臣、都道府県知事、指定都市の長又は独立行政法人水資源機構が河川工事として行うもの |

| | |
|---|--|
| 項 第二 法 四 第二条 第 | ハ 新幹線鉄道規格新線に係る鉄道施設の改良の事業 |
| 本 鉄道事業法による鉄道（懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道、浮上式鉄道その他の特殊な構造を有する鉄道並びに新幹線鉄道及び新幹線鉄道規格新線を除く。以下「普通鉄道」という。）の建設（全国新幹線鉄道整備法附則第六項第二号の新幹線鉄道直通線の建設を除く。）の事業（長さが十キロメートル以上である鉄道を設けるものに限る。） | 普通鉄道の建設（全国新幹線鉄道整備法附則第六項第二号の新幹線鉄道直通線の建設を除く。）の事業（長さが七・五キロメートル以上十キロメートル未満である鉄道を設けるものに限る。） |
| ヘ 普通鉄道に係る鉄道施設の改良の事業（改良に係る部分の長さが十キロメートル以上であるものに限る。） | 普通鉄道に係る鉄道施設の改良の事業（改良に係る部分の長さが七・五キロメートル以上十キロメートル未満であるものに限る。） |
| チ 新設軌道に係る線路の改良（本線路の増設（一の停車場に係るもの）を除く。又は地下移設、高架移設その他の移設（軽微な移設を除く。）に限る。この項の第三欄において「線路の改良」という。）の事業（改良に係る部分の長さが十キロメートル以上であるものに限る。） | ト 軌道法（大正十年法律第七十六号）による新設軌道（普通鉄道の構造と同様の構造を有するものに限る。以下単に「新設軌道」という。）の建設の事業（長さが十キロメートル以上ある軌道を設けるものに限る。） |
| イ 飛行場及びその施設の設置の事業（長さが二千五百メートル以上である滑走路を設けるものに限る。） | 飛行場及びその施設の設置の事業（長さが千八百七十五メートル以上ある滑走路を設けるものとし、この項のみに限るものとし、この項の |

| 種業る掲ニ一類の事げに号 | 第一項 | 第二法五 類の事げに号 | 第一項 | 第二法四 類の事げに号 |
|--|--|--|--|---|
| ロ 滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更の事業（新設する滑走路の長さが二千五百メートル以上であるものに限る。） | ハ 滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更の事業（延長後の滑走路の長さが二千五百メートル以上であり、かつ、滑走路を五百メートル以上延長するものに限る。） | イ 出力が三万キロワット以上である水力発電所の設置の工事の事業（当該水力発電所の設備にダム又は堰が含まれる場合において、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築を行おうとする者（その者が二以上である場合において、これら者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築である部分を除く。） | 六 滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更の事業（新設する滑走路の長さが千八百七十五メートル未満であるものに限る。） | 九条第一項 |
| メトルに掲げる要件に該当するものを除く。） | 七 滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更の事業（延長後の滑走路の長さが千八百七十五メートル以上であり、かつ、滑走路を三百七十五メートル以上延長するものとし、この項のハの第二欄に掲げる要件に該当するものを除く。） | 八 滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更の事業（延長後の滑走路の長さが二万二千五百キロワット以上三万キロワット未満である水力発電所の設置の工事の事業（この項のロの第二欄に掲げる要件に該当しないものに限るものとし、当該水力発電所の設備にダム又は堰が含まれる場合において、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築を行おうとする者（その者が二以上である場合において、これらの者うちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築である部分を除く。） | 九条第一項 | 九条第一項 |
| イの第二欄に掲げる要件に該当するものを除く。） | 九 滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更の事業（新設する滑走路の長さが二千五百メートル以上であるものに限る。） | 十 滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更の事業（新設する滑走路の長さが二千五百メートル以上であるものに限る。） | 十一 滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更の事業（新設する滑走路の長さが二千五百メートル以上であるものに限る。） | 十二 滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更の事業（新設する滑走路の長さが二千五百メートル以上であるものに限る。） |

| | | |
|---|---|--|
| <p>本出力が十五万キロワット以上である火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の設置の工事の事業</p> | <p>二 出力が二万二千五百キロワット以上三万キロワット未満である発電設備の新設を伴う水力発電所の変更の工事の事業（当該水力発電所の変更の工事がダムの新築又は堰の新築若しくは改築を伴う場合において、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築を行おうとする者（その者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築である部分を除く。）</p> | <p>ハ 出力が三万キロワット以上である発電設備の新設を伴う水力発電所の変更の工事の事業（当該水力発電所の変更の工事がダムの新築又は堰の新築若しくは改築を伴う場合において、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築を行おうとする者（その者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築である部分を除く。）</p> |
| <p>出力が十一万二千五百キロワット以上満である火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の設置の工事の事業</p> | <p>二 出力が一万キロワット以上である発電設備の新設を伴う火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の変更の工事の設置の工事の事業</p> | <p>ト 出力が一万キロワット以上である火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の変更の工事の設置の工事の事業</p> |

| | |
|---|--|
| <p>る掲へ一項 第二法六 事げに号 第二条第</p> | <p>出力が十五万キロワット以上である発電設備の新設を伴う火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の変更の工事の設置の工事の事業</p> |
| <p>イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和四十五年法律第二百三十七号)第八 条第一項に規定する一般廃棄物の最終処 分場(以下「一般廃棄物最終処分場」と いいう。)又は同法第十五条第一項に規定 する産業廃棄物の最終処分場(以下「产 業廃棄物最終処分場」という。)の設置 の事業(埋立処分の用に供される場所 以下「埋立処分場」という。)の面積</p> | <p>出力が五万キロワット以上である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業</p> |
| <p>の工事の事業</p> | <p>ラ 出力が四万キロワット以上である太陽電池発電所の設置の工事の事業</p> |
| <p>の工事の事業</p> | <p>リ 原子力発電所の設置の工事の事業</p> |
| <p>の工事の事業</p> | <p>チ 出力が一万キロワット以上である発電設備の新設を伴う火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の変更の工事の事業</p> |
| <p>の工事の事業</p> | <p>ト 出力が七千五百キロワット以上一万キロワット未満である発電設備の新設を伴う火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の変更の工事の事業</p> |
| <p>五条第一項 第一条 第三条 第十一条</p> | <p>出力が七千五百キロワット以上十五万キロワット未満である火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の設置の工事の事業</p> |

| 二 別表第一の一の項のトに該当する対象事業 | | 林道の長さ | 設計速度 |
|---|-------------------------------------|--|-------------------------|
| | | 対象事業実施区域の位置 | 貯水区域の位置 |
| 五 別表第一の二の項のタに該当する対象事業 | 四 別表第一の二の項のへからヨまでに該当する対象事業 | 三 別表第一の二の項のイからホまでに該当する対象事業 | 林道の設計の基礎となる自動車の速度 |
| 六 別表第一の二の項のレに該当する対象事業 | 七 別表第一の三の項のイからニまでに該当する対象事業 | 五 別表第一の二の項のタに該当する対象事業 | 林道の設計の基礎となる自動車の速度 |
| 速度 基礎となる列車の最高 速度 | 本線路（一の停車場 に係るもの）を除く。 以下同じ。）の数 | 別固定堰又は可動堰の 位置 | 林道の設計の基礎となる自動車の速度 |
| 本線路施設の設計の基 礎となる列車の最高 速度 | 本線路（一の停車場 に係るもの）を除く。 以下同じ。）の数 | 湖沼水位調節施設の 施設が設置される土地又は施設の操作により最大限に露出することとなる水底の 区域（以下「湖沼開発区域」という。）の 位置 | 林道の設計の基礎となる自動車の速度 |
| 本線路施設区域（別表第一の三の項に該当する対象事業が実施されるべき区域から車庫又は車両検査修繕施設の区域を除いたものをいう。以下同じ。）の位置 | 鉄道の長さ | 新たに放水路の区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の二十パーセント未満であることを確認する。 | 林道の長さが二十パーセント以上増加しないこと。 |
| 本線路の増設がないこと。 | | 新たに放水路の区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の二十パーセント未満であることを確認する。 | 林道の長さが二十パーセント以上増加しないこと。 |

| 八 別表第一の三の項のホ又はへに該当する対象事業 | | 九 别表第一の三の項のト又はチに該当する対象事業 | | 十 别表第一の四の項に該当する対象事業 | | 十一 别表第一の五の項のイからニまでに該当する対象事業 | | 十二 别表第一の五の項のホ又はへに該当する対象事業 | |
|--|-------------|--------------------------|------------------------------|---|--|-----------------------------|--|---------------------------|--|
| 本線路施設区域の位置 | 本線路の数 | 軌道の長さ | 鐵道の長さ | 本線路施設区域の位置 | 本線路の数 | 軌道の長さ | 鐵道の長さ | 本線路施設区域の位置 | 本線路の数 |
| 原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの出力 | 発電所又は発電設備の別 | ダムのコンクリートダム又はフィールダム | 堰の湛水区域の位置 | ダムの貯水区域の位置 | 飛行場及びその施設の区域の位置 | 滑走路の長さ | 軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度 | 本線路の数 | 鐵道の長さ |
| 対象事業実施区域の位置 | 対象事業実施区域の位置 | 発電所又は発電設備の出力 | 発電所又は発電設備の出力が十パーセン以上増加しないこと。 | 修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。 | 新たに堰の湛水区域となる部分の面積が修正前の湛水面積の二十パーセント未満であり、又は一ヘクタール未満であること。 | 滑走路の長さが三百メートルを超えて増加しないこと。 | 軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度が地上の部分において十キロメートル毎時を超えて増加しないこと。 | 軌道の長さが十パーセント以上増加しないこと。 | 鐵道の長さが十パーセント以上増加したこと。 |
| 別 | | | | | | | | | 修正前の本線路施設区域から百メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。 |

| 当する対象事業 | 十八 別表第一の七の項に該当する対象事業 | 埋立干拓区域の位置 | 燃料の種類 冷却方式についての 冷却塔、冷却池又は その他のものの別 | 十三 别表第一の五の項のト 又はチに該当する対象事業 | |
|--|--|---|---|---------------------------------|---|
| | | | | 発電所又は発電設備 の出力 | 対象事業実施区域の 位置 |
| 十五 別表第一の五の項のリ 又はヌに該当する対象事業 | 十四 別表第一の五の項のリ 又はヌに該当する対象事業 | | | 発電所又は発電設備 の出力 | 修正前の対象事業実施区域から三百メー トル以上離れた区域が新たに対象事業実 施区域とならないこと。 |
| 十六 別表第一の五の項のワ 又はヲに該当する対象事業 | 十五 別表第一の五の項のル 又はヲに該当する対象事業 | | | 発電所の出力 | 修正前の対象事業実施区域から三百メー トル以上離れた区域が新たに対象事業実 施区域とならないこと。 |
| 十七 別表第一の六の項に該当する対象事業 | 十六 別表第一の五の項のワ 又はヲに該当する対象事業 | 対象事業実施区域の 位置 | 対象事業実施区域の 位置 | 発電所の出力 | 修正前の対象事業実施区域から三百メー トル以上離れた区域が新たに対象事業実 施区域とならないこと。 |
| | | 対象事業実施区域の 位置 | 対象事業実施区域の 位置 | 発電所の出力 | 修正前の対象事業実施区域から三百メー トル以上離れた区域が新たに対象事業実 施区域とならないこと。 |
| 掃除に関する法律施行 令（昭和四十六年政 令第三百号）第七条 第十四号イに規定す る産業廃棄物の最終 処分場、同号ロに規 定する産業廃棄物の 最終処分場又は一般 廃棄物若しくは同号 ハに規定する産業廢 棄物の最終処分場の | 廃棄物の処理及び清 掃に関する法律施行 令（昭和四十六年政 令第三百号）第七条 第十四号イに規定す る産業廃棄物の最終 処分場、同号ロに規 定する産業廃棄物の 最終処分場又は一般 廃棄物若しくは同号 ハに規定する産業廢 棄物の最終処分場の | 修正前の対象事業実施区域から三百メー トル以上離れた区域が新たに対象事業実 施区域とならないこと。 | 修正前の対象事業実施区域から三百メー トル以上離れた区域が新たに対象事業実 施区域とならないこと。 | 発電所の出力が十パー セント以上増加し ないこと。 | 修正前の対象事業実施区域から三百メー トル以上離れた区域が新たに対象事業実 施区域とならないこと。 |
| 新たに埋立干拓区域となる部分の面積が 修正前の埋立干拓区域の面積の二十分の一 セント未満であること。 | | 修正前の対象事業実施区域から三百メー トル以上離れた区域が新たに対象事業実 施区域とならないこと。 | 修正前の対象事業実施区域から三百メー トル以上離れた区域が新たに対象事業実 施区域とならないこと。 | 発電所の出力が十パー セント以上増加し ること。 | 修正前の対象事業実施区域から三百メー トル以上離れた区域が新たに対象事業実 施区域とならないこと。 |

十九 別表第一の八の項から十二の項までに該当する対象事業

二十 別表第一の十三の項に該当する対象事業

施行区域の位置

新たに施行区域となる部分の面積が修正前の施行区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。

新たに造成に係る土地となる部分の面積が修正前の当該土地の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。

別表第三（第十八条関係）

| 対象事業の区分 | 事業の諸元 | 造成に係る土地の位置 |
|----------------------------|------------------------------------|---|
| 一 别表第一の一の項のいからへまでに該当する対象事業 | 手續を経ることを要しない変更の要件 | 新たに造成に係る土地となる部分の面積が修正前に造成に係る土地となる部分の面積が修正前の当該土地の面積の十パーセント未満であること。 |
| 二 別表第一の二の項のいからまでに該当する対象事業 | 道路の長さ | 道路の長さが十パーセント以上増加しないこと。 |
| 三 別表第一の二の項のいからまでに該当する対象事業 | 対象事業実施区域の位置 | 新たに造成に係る土地となる部分の面積が修正前に造成に係る土地となる部分の面積が修正前の当該土地の面積の十パーセント未満であること。 |
| 四 别表第一の二の項のへからヨまでに該当する対象事業 | 車線の数 | 車線の数が増加しないこと。 |
| 五 别表第一の二の項のタに該当する対象事業 | 設計速度 | 設計速度が増加しないこと。 |
| 六 别表第一の二の項のレに該当する対象事業 | 湖沼開発区域の位置 | 湖沼開発区域の位置 |
| 七 别表第一の三の項のいからニまでに該当する対象事業 | 堤の位置 | 堤の位置 |
| 八 别表第一の三の項のホ又はヘに該当する対象事業 | 本線路施設区域の位置 | 本線路施設区域の位置 |
| 九 别表第一の三の項のカ又はヘに該当する対象事業 | 本数 | 本線路の数 |
| 十 别表第一の三の項のリ又はルに該当する対象事業 | 運行される列車の速度 | 鐵道施設の設計の基礎となる列車の最高速度 |
| 十一 别表第一の三の項のリ又はルに該当する対象事業 | 運行される列車の本数 | 本線路の数 |
| 十二 别表第一の三の項のリ又はルに該当する対象事業 | 盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別 | 鐵道施設の設計の基礎となる列車の最高速度 |
| 十三 别表第一の三の項のリ又はルに該当する対象事業 | 車庫又は車両検査修繕施設の区域の位置 | 運行される列車の本数が十パーセント以上増加せず、又は一日当たり十本を超えて増加しないこと。 |
| 十四 别表第一の三の項のリ又はルに該当する対象事業 | 鉄道の長さ | 運行される列車の本数が十パーセント以上増加せず、又は一日当たり十本を超えて増加しないこと。 |
| 十五 别表第一の三の項のリ又はルに該当する対象事業 | トunnel又は橋を設置する区域の位置 | 盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した千メートル以上の区間ににおいて変更しないこと。 |
| 十六 别表第一の三の項のリ又はルに該当する対象事業 | 林道の長さ | 変更前のインターチェンジ等区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。 |
| 十七 别表第一の三の項のリ又はルに該当する対象事業 | 林道の長さ | 変更前のインターチェンジ等区域から五百メートル以上離れた区域が新たにインターチェンジ等区域とならないこと。 |
| 十八 别表第一の三の項のリ又はルに該当する対象事業 | 林道の長さ | 変更前のインターチェンジ等区域から五百メートル以上離れた区域が新たにインターチェンジ等区域とならないこと。 |
| 十九 别表第一の三の項のリ又はルに該当する対象事業 | 林道の長さ | 変更前のインターチェンジ等区域から五百メートル以上離れた区域が新たにインターチェンジ等区域とならないこと。 |
| 二十 别表第一の三の項のリ又はルに該当する対象事業 | 林道の長さ | 変更前のインターチェンジ等区域から五百メートル以上離れた区域が新たにインターチェンジ等区域とならないこと。 |

三 别表第一の二の項のいからまでに該当する対象事業

四 别表第一の二の項のへからヨまでに該当する対象事業

時水区域の位置

新たに対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

新たに湛水区域となる部分の面積が変更前の湛水面積の十パーセント未満であること。

新たに湛水区域となる部分の面積が変更前の湛水面積の十パーセント未満であること。

新たな湛水面積の十パーセント未満であること。

新たに湛水区域となる部分の面積が変更前の湛水面積の十パーセント未満であること。

新たな湛水面積の十パーセント未満であること。

新たに湛水区域となる部分の面積が変更前の湛水面積の十パーセント未満であること。

新たな湛水面積の十パーセント未満であること。

新たに湛水区域となる部分の面積が変更前の湛水面積の十パーセント未満であること。

新たな湛水面積の十パーセント未満であること。

新たに湛水区域となる部分の面積が変更前の湛水面積の十パーセント未満であること。

新たな湛水面積の十パーセント未満であること。

| | | | | | | | | |
|--------------------------------------|-------------------------------|-------------|--------------|--------------|--|---|--|--|
| | | | | | | | | |
| 事業 から二までに該当する対象事業 | 十一 別表第一の五の項のイ の出力 | 発電所又は発電設備 | ダムの貯水区域の位置 | 堰の湛水区域の位置 | ダムのコンクリートダム又はフィルダムの別 | ダム又はフィルダムの別 | 堰の湛水区域の位置 | ダムの貯水区域の位置 |
| 十三 別表第一の五の項のト 又はチに該当する対象事業 の出力 | 十二 別表第一の五の項のホ 又はヘに該当する対象事業 | 対象事業実施区域の位置 | 減水区間の位置 | 減水区間の位置 | 変更前の対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。 | 新たに堰の湛水区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の十パーセント未満であること。 | 新たに堰の湛水区域となる部分の面積が変更前の湛水面積の十パーセント未満であること。 | 新たにダムの貯水区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の十パーセント未満であること。 |
| 放水口の位置 | 放水口が百メートル以上移動しないこと。 | 発電所又は発電設備 | 発電所又は発電設備の出力 | 発電所又は発電設備の出力 | ル以上離れた陸地の区域が新たに飛行場周辺区域とならないこと。 | 発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。 | 堰の湛水区域の面積が変更前の湛水面積の十パーセント未満であること。 | 堰の湛水区域の面積が変更前の湛水面積の十パーセント未満であること。 |
| 温排水の排出先の水 面又は水中の別 | 温排水の時間排出量 煙突の高さ | 年間燃料使用量 | 年間燃料使用量 | 年間燃料使用量 | 新しく減水区間となる部分の長さが変更前の減水区間の長さの二十パーセント未満であり、又は百メートル未満であること。 | 発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。 | 新しく減水区間となる部分の長さが変更前の減水区間の長さの二十パーセント未満であり、又は百メートル未満であること。 | 新しく減水区間となる部分の長さが変更前の減水区間の長さの二十パーセント未満であり、又は百メートル未満であること。 |
| 放水口の位置 | 放水口が百メートル以上移動しないこと。 | 発電所又は発電設備 | 発電所又は発電設備の出力 | 発電所又は発電設備の出力 | 変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。 | 変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。 | 変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。 | 変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。 |

| | | | | |
|---------------------------|-------------|-------------------------|--------------|---|
| 十八 別表第一の七の項に該当する対象事業 | 埋立干拓区域の位置 | 未満であること。 | 対象事業実施区域の位置 | 変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。 |
| | | | 冷却塔の高さ | 冷却塔の高さが十パーセント以上減少しないこと。 |
| 十四 別表第一の五の項のリ又は又に該当する対象事業 | 蒸気井又は還元井の位置 | 冷却塔の高さが十パーセント以上減少しないこと。 | 冷却塔の高さ | 冷却塔の高さが十パーセント以上減少しないこと。 |
| | | | 発電所又は発電設備の出力 | 冷却塔の高さが十パーセント以上減少しないこと。 |
| 十五 別表第一の五の項のル又はヲに該当する対象事業 | 対象事業実施区域の位置 | 冷却塔の高さが十パーセント以上減少しないこと。 | 冷却塔の高さ | 冷却塔の高さが十パーセント以上減少しないこと。 |
| | | | 発電所又は発電設備の出力 | 冷却塔の高さが十パーセント以上減少しないこと。 |
| 十六 別表第一の五の項のワ又はカに該当する対象事業 | 対象事業実施区域の位置 | 冷却塔の高さが十パーセント以上減少しないこと。 | 冷却塔の高さ | 冷却塔の高さが十パーセント以上減少しないこと。 |
| | | | 発電所の出力 | 冷却塔の高さが十パーセント以上減少しないこと。 |
| 十七 別表第一の六の項に該当する対象事業 | 対象事業実施区域の位置 | 冷却塔の高さが十パーセント以上減少しないこと。 | 冷却塔の高さ | 冷却塔の高さが十パーセント以上減少しないこと。 |
| | | | 発電所の出力 | 冷却塔の高さが十パーセント以上減少しないこと。 |

| 別表第四（第十九条関係） | 二十 别表第一の十三の項に該当する対象事業 | 二十一 别表第一の十三の項に該当する対象事業 | 二十二 别表第一の八の項から十二の項までに該当する対象事業 | 対象事業実施区域の位置 |
|---|---|---|---|---|
| 一 法第三 十三第三 項第一号の 法律の規定 であつて政 令で定める もの | 土地の利用計画にお ける工業の用、商業 の用、住宅の用又は その他の利用目的ご との土地の面積 | 土地の利用計画における工業の用の土地の 面積が変更前の当該土地の面積の十パーセント未 満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。 上増加しないこと。 | 新たに造成に係る土地の 面積が変更前の当該土地の面積の十パーセント未 満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。 上増加せず、又は十ヘクタール以下増加せず、又は十ヘクタール以下増加しないこと。 | 変更前の対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。 |